

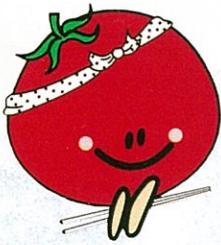
# GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1995／第24号

平成7年7月20日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



## 味わう 語り味わう 味フェスタ'95ぎふ

■高山会場(高山市民文化会館・飛騨体育馆)・会期/10月8日(日)~10月15日(日)  
■下呂会場(下呂観光会館)・会期/10月12日(木)~10月15日(日)  
■サテライト会場(益田・飛騨地域20市町村)

主催: 全国食文化交流プラザ事業中央推進協議会 全国食文化交流プラザ事業岐阜県実行委員会  
提唱: 農林水産省



第5回全国食文化交流プラザ

この秋、飛騨が面白い。

社団法人 岐阜県環境保全協会

## 目 次

あいさつ 理事長就任あいさつ ..... (社)岐阜県環境保全協会理事長 小瀬洋喜 ..... 1

特 集 (社)岐阜県環境保全協会第12回通常総会 .....	2
〃 新執行体制の紹介 .....	4
〃 委員会委員の紹介 .....	5
〃 平成7年度の事業方針・事業計画 .....	6

特 報 就任ごあいさつ ..... 岐阜県衛生環境部次長 広田忠則 ..... 8  
 ..... 岐阜市生活環境部長 細川法美 ..... 9

特 集 最近の産業廃棄物処理における課題 .....	岐阜県環境整備課 ..... 10
岐阜県環境影響評価条例のあらまし .....	岐阜県環境管理課 ..... 12
岐阜県環境基本条例の制定と今後の取り組みの方向 .....	岐阜県環境管理課 ..... 14

協会だより 第11回通常総会報告 委員会活動 .....	16
功労表彰 新規加入会員の紹介	
行政ニュース 第1回岐阜県産業廃棄物不法処理防止パトロール .....	19
平成7年度美しいふるさと運動	
「空き缶ノーポイ・キャンペーン事業」、リサイクルボランティア大学開校	
会員の声 .....	21
お知らせ 平成7年度厚生大臣認定産業廃棄物関係各種講習会 .....	22
特別管理産業廃棄物講習会修了証の取り扱いについて .....	23
マニフェスト購入の手続きについて .....	24
編集後記 .....	26

表紙写真 「味フェスタ'95ぎふ」(第5回全国食文化交流プラザ)イメージポスター

「味フェスタ'95ぎふ」は、食文化の創造と健康、そして祭を楽しむイベントとしてこの秋(10月8日(日)~15日(日))、益田・飛騨地域20町村で開催され、飛騨と美濃の生活、伝統文化、食べ物が紹介され、全国に向けて岐阜県の食文化が発信されます。

## 理事長就任あいさつ



理事長  
小瀬洋喜

このたび、第12回通常総会におきまして、再度理事長にご推挙いただき、引き続きその大役をお引き受けいたすことになりました。

振り返りますと、初代理事長梶原拓岐阜県知事の後任として2年前、理事長の大役を仰せつかり、その責任の重大さを痛感し、会員皆様のご支援ご協力のもとによろばずながら協会の目的達成のため努力して参りました。

再任にあたり現下の重要な環境保全問題のうちでも、とりわけ厳しい問題をもつ産業廃棄物に関わる当協会の使命を考え、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

いまや、美しい自然、清潔な環境に対する人々のねがいは、何物にも優る時代となりました。この時代を象徴するように、「未来へー花・夢・人」をテーマに開催されました「花フェスタ'95ぎふ」は、緑に包まれた素晴らしい環境の中で、人々の花に対する共感と、夢を未来に託しながら、大成功裡に幕を閉じました。誠に喜ばしく心からお喜びを申し上げます。

人々が心から求める清潔で、住みよい環境を実現するという願いに対し、本協会の所管する産業廃棄物を取り巻く状況は処理施設の設置難、なお後を絶たない不法投棄の不適正処理対策等依然として厳しいものがあります。

しかも、バブル経済の崩壊以来、産業界のリストラ、円高不況等により永く続いている経済の低迷に対する回復への期待も景気回復を実感として感じられない状況にあります。こうした現状にあ

ればこそ当協会が設立の目的に掲げる「産業廃棄物の適正な処理、積極的な再利用を推進することにより生活環境の保全、産業の健全な発展および資源の効率的な活用をはかる」という原点にたち返り、協会事業に対する期待の大きさを認識しその事業の推進を図ってまいる所存でございます。

そのひとつに、昨年度には岐阜県産業廃棄物問題懇話会から「岐阜県における産業廃棄物対策の基本的課題と公共関与の在り方」について提言がなされ、産業廃棄物処理に対する公共関与の姿勢を県当局が示され、これにもとづいて廃棄物処理施設を核とした福祉、医療、文化、スポーツ等の施設を複合的・有機的に整備する「地球環境村」構想が検討されることになりました。産業廃棄物処理を新しい視点から推進するこの構想に協力し推進を図る所存であります。

また、平成7年第11回通常総会でご承認たまわった産業廃棄物対策基金の増額計画は、先の見えぬ経済状況のもと、その達成のためにはきわめてきびしいものがありますが「災害など産業廃棄物処理業の最悪の事態発生時」又は、「処理施設整備事業の促進に際して派生する地域的な要請」等々を考慮した場合、基金造成額の積み上げを図ることが必要であり、10億円達成に向けて造成活動を展開していくかねばならぬと考えております。

これらをはじめとする諸問題につき会員皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げご挨拶と致します。

# 第12回通常総会を開催

## 小瀬洋喜理事長はじめ新役員を選任

平成7年第12回通常総会が去る6月23日に「穂積町総合センター」あじさいホールで開催されました。

総会は、梶原拓岐阜県知事（代理：小田清一衛生環境部長）、坂志郎岐阜県議会議長（代理：殿地昇同副議長）、佐名武夫岐阜県警察本部・生活保安課長ほか多数の来賓ご臨



あいさつする小瀬理事長④と第12回通常総会講事

席のもとに、盛大に行われました。

議事にはいる前に、寿和工業株代表取締役会長清水正靖氏と、(株)ハイポーン工場長佐藤敏一氏の両氏が、産業廃棄物関係功労により、知事表彰を受賞され、小田清一衛生環境部長から伝達されました。

議事は、田中一郎氏を議長として平成6年度の事業報告、及び収支決算報告等次の議案が慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成6年度事業報告について

第2号議案 平成6年度一般会計決算報告について

第3号議案 平成6年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告について

次に、役員の

任期が6月29日

満了するため、

第4号議案とし

て、「役員の改

選について」が、

審議され、役員

選考委員会に付

託して、理事28

名、監事2名の

候補者（案）を

満場一致で可

決、新役員を選

出しました。定

款の規定によ

り、臨時理事会

を開催し、理事

長、副理事長2

人、専務理事、

及び常務理事を

互選し、新役員

を代表して小瀬

理事長が、協会

の運営に当たり

会員の協力を依

頼する旨の挨拶

を述べ、閉会し

ました。（新役

員は4頁に新執

行体制として紹

介しました。）



## 平成7年度第1回理事会を開催

6月6日午前10時から「県民ふれあい会館」において平成7年度第1回理事会が開催されました。

この理事会は、平成6年度の事業報告、収支決算報告等次回の第12回通常総会に提出する議案、第12回通常総会の開催、新規加入会員の承認、及び常勤役員に対する退職手当の支給について審議されました。

提出された議案は、次のとおりでいずれも原案どおり承認されました。

第1号議案 第12回通常総会提出議案について

- (1) 平成6年度事業報告（案）
- (2) 平成6年度一般会計決算（案）
- (3) 平成6年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算（案）

第2号議案 第12回通常総会の開催について

第3号議案 新規加入会員（変更）の承認について

第4号議案 常勤役員に対する退職手当の支給について

なお、第2号議案は、6月23日に開催されることに決定されました。また、協議事項として、時期総会における役員改選について、改選方法等協議されました。

## 平成7年度第2回理事会を開催

6月23日午後4時30分から「穂積町総合センター」において平成7年度第2回理事会が開催されました。

この理事会は、委員の任期が満了するため、第4期の委員会構成と、新規加入会員の承認について審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 第4期委員会構成について

第2号議案 新規加入会員の承認について

委員会構成員（委員長、副委員長は、次回委員会において選出）は、5頁に紹介しました。



## 全国産業廃棄物連合会会長 鈴木勇吉氏を迎える

### 第12回通常総会で記念講演会開催

去る6月23日午後3時から、「穂積町総合センター」において講演会を開催しました。当日は、平成7年第12回通常総会が1時30分から開催され、閉会後引き続いて開催されたもので、講師には、全国産業廃棄物連合会会長の鈴木勇吉氏をお迎えしました。講演テーマは、「業界から見た産業廃棄物問題」と題して、1時間半にわたり、大変貴重で有意義なご講演をいただきました。

講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介致します。

# 協会の新執行体制

第12回通常総会、第2回理事会において選任され、今後業務執行にあたる役員、委員会委員の構成は次のとおりです。

## 役 員

役 職 名	氏 名	会員区分	備 考
理事長	小瀬 洋喜	特別	大垣女子短期大学学長
副理事長	小田 清一	特別	岐阜県衛生環境部長
副理事長	清水 正靖	正	寿和工業株式会社 代表取締役会長
専務理事	坪内 全治	特別	〈前〉岐阜県衛生環境部次長
常務理事	林 杉 雄	特別	〈前〉岐阜県こどもの国園長
理 事	浅野 勇	特別	岐阜市長
	石丸 繼治	賛助	岐阜県メッキ工業組合 理事長
	種田 昌史	賛助	岐阜県公害防止協会 専務理事（岐阜県衛生環境部次長）
	大塚 忠勝	正	名古屋パルプ株式会社 取締役工場長代理
	小倉 満	特別	岐阜県市長会代表（大垣市長）
	粥川 長司	正	株式会社粥川商店 代表取締役社長
	木村 虎男	正	株式会社研木村 代表取締役社長
	國島 弘	正	株式会社市川工務店 取締役副会長
	後藤 利夫	賛助	岐阜県家庭紙工業組合 理事長
	清水 道雄	正	笠置産業株式会社 代表取締役社長
	鈴村 兼利	正	平成舗道有限会社 代表取締役社長
	高井 信夫	正	タカイ商事株式会社 代表取締役社長
	田中 一郎	正	日本環境株式会社 代表取締役会長
	野々村 清	正	株式会社野々村商店 代表取締役社長
監 事	野村 清晴	正	フジムラサービス株式会社 代表取締役社長
	簇 勝美	特別	岐阜県町村長会代表（大和町長）
	平間 信冲	賛助	西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長
	古川 利雄	特別	岐阜県議会議員
	堀江 尚男	賛助	岐阜市産業廃棄物処理推進協議会会長
	眞鍋 和正	賛助	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会長
	三浦 茂	正	有限会社三浦産業 代表取締役社長
監 事	水谷 重雄	正	日興土木株式会社 代表取締役社長
	山村 けい	正	山村碎石株式会社 取締役
監 事	佐藤 敏一	賛助	羽島地域産業廃棄物処理推進協議会会長
	春田 文夫	正	株式会社春田ケミカル 代表取締役会長

**特集**

**委員会委員**

委員会	氏名	備考
総務委員会（9名）	大塚忠勝	名古屋バルブ株式会社 取締役工場長
	笠井清隆	有限会社笠井組 代表取締役
	片桐勝利	恵那地域産業廃棄物処理推進協議会会长
	川添正雄	東海公営事業株式会社 代表取締役
	清水道雄	笠置産業株式会社 代表取締役
	鈴村兼利	平成舗道有限会社 代表取締役
	高井信夫	タカイ商事株式会社 代表取締役
	平間信冲	西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长
	三浦茂	有限会社三浦産業 代表取締役
研修指導委員会（8名）	白井清三	日本ウェストン株式会社 代表取締役
	岡崎武	株式会社東海事業 代表取締役
	後藤利夫	岐阜県家庭紙工業組合 理事長
	高木明雄	揖斐本巣産業廃棄物処理推進協議会会长
	丹羽恵三郎	有限会社丹羽建材 代表取締役
	堀江尚男	岐阜市産業廃棄物処理推進協議会会长
	眞鍋和正	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会长
	水谷重雄	日興土木株式会社 代表取締役
広報編集委員会（8名）	浅野勇	岐阜市長
	大藤正幸	株式会社美濃加茂浄化槽 代表取締役
	川合清和	カワイ工業株式会社 代表取締役
	坂井修	青協建設株式会社 代表取締役
	中尾勝	伊勢湾防災株式会社 総務部事業開発室担当取締役
	野々村清	株式会社野々村商店 代表取締役
	野村清晴	フジムラサービス株式会社 代表取締役
	山村けい	山村碎石株式会社 取締役
適正処理委員会（10名）	石丸継治	岐阜県メッキ工業組合理事長
	小倉満	岐阜市長会代表（大垣市長）
	粥川長司	株式会社粥川商店 代表取締役
	木村虎男	株式会社研木村 代表取締役
	國島弘	株式会社市川工務店 取締役副会長
	佐藤敏一	羽島地域産業廃棄物処理推進協議会会长
	田中一郎	日本環境株式会社 代表取締役会長
	野口二郎	伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会会长
	林久仁	株式会社美濃環境保全社 代表取締役社長
	春田文夫	株式会社春田ケミカル 代表取締役会長

## 平成 7 年度事業方針

### 次なる飛躍を目指す初年度として各種事業をスタート

去る、3月22日に開催された第11回通常総会において、平成7年度の事業計画及び予算案が決定されました。

平成7年度において本協会は「次なる飛躍を目指す初年度」との認識のもとに三項目からなる基本方針を掲げ、各種事業に取り組むことになりました。こうした中で、10億円を目標額とした基金造成活動にも着手します。

以下では、総会で決定された「平成7年度事業計画」の概要を紹介します。

#### 基本方針

環境保全に係る地域社会の関心は年を追うごとに高まりを見せる一方、産業廃棄物処理業への強い逆風は衰える気配さえありません。こうした中で、本協会は会員の全面的な協力を受けて「環境を守り、産業を支える」ために、精力的な活動を展開して参りました。「対策基金の造成」、「施設整備構想の提起」、「公益的事業の推進」などと、幅広い分野で「組織と機能の整備」に努めた5カ年間がありました。

平成7年度を初年度とし、今後21世紀に向かってこれらの実績をさらに充実・伸長させながら、永年の宿願である「処理施設の安定的確保」に向けた、具体的な行動を起こす必要に迫られています。

その背景には、本協会が提起した施設整備構想が「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画（平成6年3月）」に反映され、さらには岐阜県産業廃棄物問題懇話会が具体的な提言を行うなどの動きが見られ、一方、会員による廃棄物処理施設整備計画についても、その実現に向けた精力的な努力が継続されていることなどがあります。

しかし、これらの努力が結実するためには本協

会並びに会員の地域社会における正しい評価の獲得が、何より急務であると考えます。

以上のような状況から、平成7年度を次なる飛躍を目指す初年度にあたると認識し、次の基本方針を提げて諸事業に取り組むこととします。

- 1. 組織の強化・活性化  
新規加入会員の勧誘
- 2. 処理施設整備の促進  
対策基金の上積み
- 3. 公益的事業の拡充  
危機管理体制の整備

#### 事業計画

前項「基本方針」に従い、平成7年度において取り組む個別事業の計画を次のとおり定めて、多様化する社会情勢に留意しながら円滑で効率的な事業展開に努めます。

##### 1. 組織強化事業

正会員（産業廃棄物処理業者）の組織率の向上と、賛助会員（排出事業者）の参加促進を図るために加入促進運動を息長く展開して行きます。一方、委員活動をより積極的に進めるほか、一般会員もより多く参加できるミニサークル活動を展開するなどにより、組織の活性化に努めます。

## 2. 調査研究事業

機に応じてアンケート調査等を実施し、会員又は関連業界等の動勢を調査・把握しながら協会活動に反映させます。また、会員の処理技術・知識の向上を期して、各種研究機関等との連携を深めます。

## 3. 教育研修事業

各種研修会等を随時開催して会員の知識・技術修得の機会を設けます。また、処理技術の多様化・高度化に対応するために、会員の要請に応じた専門研修会などを開催します。

## 4. 相談指導事業

産業廃棄物処理に係る幅広い分野で会員の相談に応ずるほか、必要な資材等を作成し提供します。また、排出側（事業所・一般県民）から寄せられる多様な相談についても積極的に対応します。

## 5. 啓発普及事業

本協会に加入されていない排出側（事業所・一般県民）の方々に、産業廃棄物に関する正しい理解を深めて頂くため「各種県民運動への参加」、「優良施設等の見学」又は「各種啓発資材の提供」などを行います。

## 6. 共同設置技術援助事業

平成6年度において、産業廃棄物処理施設の設置に関する特筆すべき動きが見られたことを受けて、「処理技術の近代化・高度化」、「排出側（事業所・一般県民）の協力」など幅広い分野で所要の事業を開拓する一方、協会として即応できる体制の確立を目指します。

## 7. 基金運営事業

長引く景気の停滞と低金利政策の影響を受けて成長の度合が鈍化している産業廃棄物対策基金について、一般会計からの繰入金及び新規加入会員の勧誘などにより上積みを図って参ります。

また、「災害など産業廃棄物処理業の最悪の事態発生時」又は「処理施設整備事業の促進に際して派生する地域的な要請」等々を考慮した場合、さらに基金造成額の積み上げを図ることが必要となってきたことから、10億円を目標額とした造成活動にも着手します。

## 8. 巡回指導事業

パトロール車による自主巡回活動をより積極的に実施します。また、新たに設置が予定される岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（仮称）に参画し、県警察本部及び行政機関との連携を一段と深めながら強力で効率的な活動の展開を目指します。

## 9. 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の社会的評価を向上させるためには、処理業の経営基盤の強化が急務であることから、関連研修会や講習会などを開催します。また、個別の相談事業又は情報提供事業についても機に応じて対処します。

## 10. 広報紙等発行事業

「ぎふ保全協会報（年4回）」及び「協会要覧（年1回）」を定期的に刊行するほか、その内容の充実を図り、その配布先については協会員以外の協力者（団体）等をも対象とし、本協会活動の啓発に努めます。また、役員等を対象とする「事務局短信」については引き続き発行し、協会運営の円滑化に努めます。

## 11. 協力交流事業

社団法人全国産業廃棄物連合会及び関係行政機関をはじめとする関連団体・組織との連携を深めます。なお、本年度は中部協議会（岐阜・愛知・三重・静岡）の会議を本協会の担当で開催します。

## 12. 表彰事業

通常総会の席上において優良会員等の表彰を行い、その功労を顕彰します。さらに、特に顕著な功績が認められる会員については、上位団体・組織等による表彰を貰申し、これに報いるよう努めます。

## 13. その他の事業

「マニフェストの頒布事業」又は「厚生大臣認定各種講習会」など、国・県の要請に応えて対応するほか、「各種週間行事」又は「地球環境まつり」への協賛及び緊急時における処理体制の検討事業などに取り組みます。

## 春の定期人事異動（県、市町村）

県衛生環境部次長に広田忠則氏

岐阜市生活環境部長に細川法美氏が着任

県衛生環境部においては、技術系次長の初代坪内全治氏が退任され、後任として広田忠則氏が衛生環境部環境管理課長から昇任、着任されました。また岐阜市においては、生活環境部長の吉村恵夫氏が水道部長に転任され、後任として細川法美氏が水道部次長から昇任、着任されました。

なお、平成7年度の県下の産業廃棄物関係行政機関の陣容については、9月に発行予定の「協会要覧（平成7年版）」への掲載をもってご紹介にかえさせていただきます。

今後、本協会が直接お世話になる県の新任次長さん、岐阜市の新任部長さんから、「新任のあいさつ」をいただきましたので、以下にご紹介いたします。



### 就任ごあいさつ

岐阜県衛生環境部次長

廣田忠則

平素は廃棄物対策を中心として環境保全の推進に深いご理解とご支援を頂いております（社）岐阜県環境保全協会の皆様に一言ごあいさつ申しあげます。

県は本年3月「日本一住みよいふるさと岐阜県」を目指しこれからの本県における環境行政を進めていくうえでの規範となる「岐阜県環境基本条例」を制定し、健康に良い豊かで快適な環境を保全し創出していくための理念や県民、事業者、行政の責務等を明らかにし、より一層の環境保全施策を積極的に推進することとしております。

私たち岐阜県民は美しく豊かな環境に恵まれ、過去から現在へ長い年月の間、自然と共生しながら、生活の歴史を刻み個性ある文化をつくりあげてきました。

しかしながら、これまで私たちは物質的な豊かさを求める、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動、生活様式の中で資源・エネルギーを大量に消費し大気や水の汚染をおこし自然生態系にも影響を及ぼし、ひいては地球レベルの環境問題に至るなど人類の生命活動にまで危害をもたらし

つつあります。

私たちのふるさと岐阜県も地球全体も将来の世代まで豊かで快適な健康に良い環境を保持していくなければなりません。従ってあらためて自然のもたらす恵みに深く思いをめぐらすとともに環境が大気、水、土壤など自然生態系の微妙なバランスの上に成り立っていること及び人間も自然生態系の一部であることを認識しこまでの工業文明に代わって豊かな生活と環境が両立する、新しい文明への転換が必要であります。

又、今日の環境問題の多くは都市・生活型公害や地球温暖化問題等に見られるように通常の事業活動や日常生活一般による環境への負荷の増大に起因する部分が多く、その解決のためには経済社会システムの在り方や生活様式も見直していく必要があります。

岐阜県環境基本条例では公害の防止のみならず地球環境問題や廃棄物・リサイクル問題なども含め幅広く総合的・計画的に県民総参加のもとに各種施策を積極的に推進していくこととしておりま

すので貴協会並びに会員各位の格別のご協力をお願いします。

さて、先般可児市において開催されました「花フェスタ'95ぎふ」では予想を上まわる入場者があり、大盛況のうちに終了することができました。



このたびの人事異動により、岐阜市生活環境部長を拝命いたしました細川でございます。就任にあたり、本誌面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

日頃から、社団法人岐阜県環境保全協会会員の皆様方には、廃棄物行政に対し格別のご理解と多大なご協力を賜り厚くご礼申し上げます。

さて、私は以前一般廃棄物処理行政に携わったことがあります、産業廃棄物行政に関わるのは初めてであります。かつての経験から考えますと、産業廃棄物を適正に処理する上で一番障害となるのは、一般廃棄物は行政がその処分を受け持ってくれるのに対し、産業廃棄物は発生量が多量であることに加えその処理が排出事業者自らに義務付けられていることがあると思います。

商品を生産・製造する上で、それに伴って廃棄物が発生するのは回避できない事実であります。生産・製造コストにさらにその廃棄物の処理費用が加算されることは、事業者にとっては当然大きな負担となってきます。「廃棄物の処理にお金をかけても商品の品質には反映されない、ならば処理費用を節約したい。」こう考えるのは人情と思えます。

さらに、その処理を委託される産業廃棄物処理業者の方々は、その限られた受託費用の中で廃棄物を適正に処理し、同時に利益を上げなければならぬということになります。いわば、適正処理と低費用処理という相反する（必ずしも相反する

これも貴協会や会員の皆様の温いご支援の賜物であり厚くお礼申しあげます。

終わりになりましたが貴協会の益々のご繁栄並びに関係の皆様のご健勝をお祈り申しあげ就任のあいさつといたします。

## 就任ごあいさつ

岐阜市生活環境部長

細川法美

とはいえない部分もあるかと思いますが）最大の難問をかかえておられるわけです。

もう一つ大きな問題としてクローズアップされるのは、中間処理施設を含めた処分場の不足であります。近年、環境問題に関する住民の関心はますます高くなってきておりますが、処分場の必要性は認めながらも居住地の近くには設置してほしくないという、いわゆる迷惑施設としてのありがたくない位置付けが確立しております。特に産業廃棄物という名を聞くだけで、何か危険なもの何か有害なものという一種のアレルギー的な固定観念ができあがってしまっていると思います。

これらの問題の解決には、産業廃棄物の適正処理にはある程度の費用がかかること、産業廃棄物といつてもその種類はさまざまでありそれぞれに適正で安全な処理方法があるということを、生産者・製造者はもとより消費者・住民の方々にもPRし、意識改革してもらうことが必要です。

一事業者・一処理業者では不可能なことでも、協会として取り組まれば解決の糸口が見えてくる場合が多いと考えられます。これから産業廃棄物処理に関し、新しい道を拓かれるよう期待させていただく次第です。

終わりに、今後とも廃棄物行政の推進に格段のご協力を申し上げますとともに、貴協会のご発展と会員各位のご繁栄を祈念いたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。

# 最近の産業廃棄物処理における課題

## \*\* 関係者へのお願い \*\*

岐阜県衛生環境部環境整備課

### はじめに

産業廃棄物処理にもバブル崩壊、円高等の経済状況の変動が大きな影響を与え、関係者の皆様方も大変ご苦労をされていることと思いますが、最近の県内における産業廃棄物処理に関する課題を具体的な事例を交えてご報告し、併せて関係者の皆様方へのお願いとしたいと思います。

### 1. 産業廃棄物の不法処理防止について

産業廃棄物処理施設を処理業者が設置するにあたっては、「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき地域住民の同意を求めておりますが、最近の環境保全に関する一般住民の関心の高さを反映し、同意取得にあたっては多くの困難が伴い、従って県内の処理業者設置の処理施設の設置件数は、建設廃材の破碎施設を除き、ごく少数にとどまっております。

また、シレッダーダストの埋立処分基準が改正（安定型処分場での埋立禁止）されたこと等を受けて、適法な産業廃棄物処理の費用が高騰しているとも言われております。

これらのことことが影響してか、県内でも産業廃棄物の不法処理が後を絶たず、最近も廃棄物処理法違反の疑いで逮捕者を含め、多数の者が検挙されました。

違反の疑いの内容は

- ・産業廃棄物処理施設無許可設置
  - ・産業廃棄物処理業無許可営業
  - ・産業廃棄物処理委託基準違反
- 等です。

産業廃棄物の不法処理防止に対する関係者のより一層の努力が求められていますが、こうした状況をふまえ、県環境整備課に「最近の産業廃棄物処理における課題」についてご寄稿いただきましたので、紹介いたします。

排出者の皆様も、産業廃棄物の処理責任は排出者にあることを再度認識され、適正な処理料金の確保をされるとともに、処理委託業者・処理施設の許可の有無の確認はもちろん、処分場を自ら訪れて、産業廃棄物が適正に処理されていることを確認していただく必要があると思います。

なお、県は岐阜市環境総務課、警察本部生活保安課・暴力対策課及び環境保全協会とで「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設立し、平成7年度から合同パトロールの実施、啓発活動、情報交換等を行い、産業廃棄物の適正処理の確保を図ることとしております。

### 2. 特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の徹底について

特別管理産業廃棄物は、ご承知のとおり、爆発性、毒性、感染性等を有するものとして政令で定められ、管理・処理には特別の配慮を必要としますが、これらのものの処理を委託する者は廃棄物処理法第12条の3の規定により、特別管理産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。

この制度は、特別管理産業廃棄物が適正処理されたことを排出者が確認するうえで大変重要かつ

有効な制度です。

平成6年9月の政令改正に伴い、ジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン等13物質を含むものが新たに特別管理産業廃棄物として追加になり、平成7年4月から施行されたことにも注意され、この制度の徹底をお願いします。

また、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の管理においても同様の制度（マニフェスト）を活用され、排出者責任を全うされることを期待いたします。

なお、特別管理産業廃棄物管理票及びマニフェストは、環境保全協会で取り扱っております。

### 3. 多量排出事業所産業廃棄物処理計画策定について

産業廃棄物を多量に排出する事業所等には、従来から「指定事業所」として毎年、産業廃棄物の処理状況の報告を求めておりますが、県では平成5年度から、これらの事業所に対して、産業廃棄物処理計画の策定を指導しております。

県又は岐阜市から当該処理計画の策定指導があった場合には、「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」との整合性に配慮され、下記事項に留意され適切なる処理計画を策定してください。

なお、策定指導がない事業所にあっても、自主的な処理計画の策定をお願いします。

- ・産業廃棄物処理に関する組織の整備及び責任の明確化
- ・産業廃棄物の分別・再生活用の徹底
- ・自社処理（焼却・脱水等）の励行
- ・安全の確認（産業廃棄物の性状分析の励行）
- ・処理委託契約を行う場合の2者契約（収集運搬、処分契約をそれぞれ直接行う）及び書面契約の徹底
- ・処理業者の許可の有無の確認（許可証の提示）
- ・処分場現地での適正処理の確認
- ・従業員教育の励行

### 4. 産業廃棄物処理基準の遵守について

産業廃棄物の処理を行う場合は、排出事業者、処理業者にかかわらず、廃棄物処理法第12条に基づく処理基準に従わなければなりません。

最近もこれらの基準に従わない処理を行っている者についての通報が付近住民や環境保護団体等から数多く行政に寄せられ、また、処理基準に適合しない処理を行っている業者に直接指摘する事例が多数起きております。

法律の規制強化あるいは環境保全意識の高揚などにより、「昔から同様の処理を行ってきた」ということは通用しなくなっています。

そこで、特に最近違反の多い処理基準について説明したいと思います。

#### (1) 処理施設による焼却

処理基準では「産業廃棄物を焼却する場合には、焼却設備を用いて焼却すること」と規定されていますが、これは言い換えれば、「野焼きの禁止」ということです。

従って、木くず、廃プラスチック類等を「穴の中で」あるいは「トタンで囲って」焼却することは認められません。

廃棄物は、許可業者にその処分を委託するか自己処分用の焼却炉等を設置して処理基準に従って処理してください。

#### (2) 管理型処分場での埋立

すばりの穴では安定5品目以外の産業廃棄物の埋立処分は認められません。

従って、焼却灰、木くず等の産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、地下水汚染防止等のための遮水工（シート設置等）を施したところで行う必要があります。

また、埋立処分を委託する場合には、当然、管理型処分場を持っている業者を選定する必要があります。

# 岐阜県環境影響評価条例のあらまし

岐阜県衛生環境部環境管理課

## はじめに

環境は、ひとたび汚染されると、その対策に多くの年月と多額の費用を要するとともに、現状まで回復することが困難なため、環境汚染が起きる前に未然に防止することが極めて重要です。

環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものです。近年、開発と環境との調和を図り、環境汚染を未然に防止するための手段として、その重要性が高まっています。

本県においては、近年、急速な都市化の推進と経済成長に伴って、大規模な開発事業が多数実施され、また計画されている状況を踏まえ、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」を、平成6年5月には「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、ゴルフ場、大規模レクリエーション施設、県及び市町村事業を対象に環境影響評価を実施してきました。

このたび、環境影響評価のより一層の推進を図るために、総合的な環境影響評価制度を導入することとし、平成7年3月23日、環境影響評価条例が公布され、平成8年4月1日から施行されることとなりました。

## 岐阜県環境影響評価条例の構成及び主な内容

### (1) 条例構成

この条例は、7章50条で構成されます。

### (2) 岐阜県環境影響評価条例の主な内容

岐阜県では本年3月23日に「岐阜県環境影響評価条例」（平成8年4月1日から施行）並びに「岐阜県環境基本条例」（平成7年4月1日から施行）が公布され、環境行政の一層の推進がはかられることになりました。

県環境管理課に「岐阜県環境影響評価条例のあらまし」と「岐阜県環境基本条例の制定と今後の取組みの方向」についてご寄稿いただきましたので、以下12~13頁、14~15頁にそれぞれ紹介いたします。

### ①目的

岐阜県環境基本条例の本旨を達成するため、環境影響評価及び事後調査の手続き等について定めることにより、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施に際して、環境の保全についての適正な配慮がなされ、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的（第1条）とします。

### ②事業者・知事・市町村長の責務の明確化

環境影響評価の実施等における事業者・知事・市町村長の責務について、それぞれの立場で明確にしています（第3条~第5条）。

### ③新たな環境影響評価の手続きの導入

#### a 事前調査の実施等

事業の計画（構想）段階で、既存の資料、簡単な現地調査等で自然環境、文化財等の環境状況の調査を行い、事前調査書を作成し、環境影響評価実施計画書と併せて提出します（第7条~第10条）。

#### b 公聴会の開催

知事は、事業者から環境影響評価準備書に係

る住民意見概要書が提出された後、広く県民の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催できるものとします（第17条）。

#### c 見解書の作成及び公告・縦覧等

事業者は、住民意見概要書を知事に送付した後、関係住民の意見等について検討を加え、その意見に対する事業者の見解をまとめた書面（見解書）を作成し、関係住民に公告するとともに、20日間の縦覧に供します（第18条～第20条）。

#### d 事後調査の手続き等

事業者が、開発事業等の工事に着手した後、環境影響評価書に記載された環境保全対策を実施しているかどうかを確認するため、事後調査に係る手続き等を定めています。

事業に着手する前に事後調査計画書を提出し、事業に着手した後は事後調査計画書に基づき調査機関が満了するまでの間、毎年4月末までに1年間の調査結果報告書（事後調査書）を提出します（第36条～第39条）。

#### ④ 対象事業（第2条、別表）

- 1 土地開発事業
- 2 道路の建設
- 3 ダム又は放水路の建設
- 4 壁の建設
- 5 鉄道又は軌道の建設
- 6 飛行場の建設
- 7 廃棄物最終処分場の建設
- 8 廃棄物処理施設の建設
- 9 工場又は事業場の建設
- 10 電気工作物の建設
- 11 研究所の建設
- 12 高層工作物又は高層建築物の建設

#### ⑤ 簡易な環境影響評価制度（第2種対象事業）

##### の導入

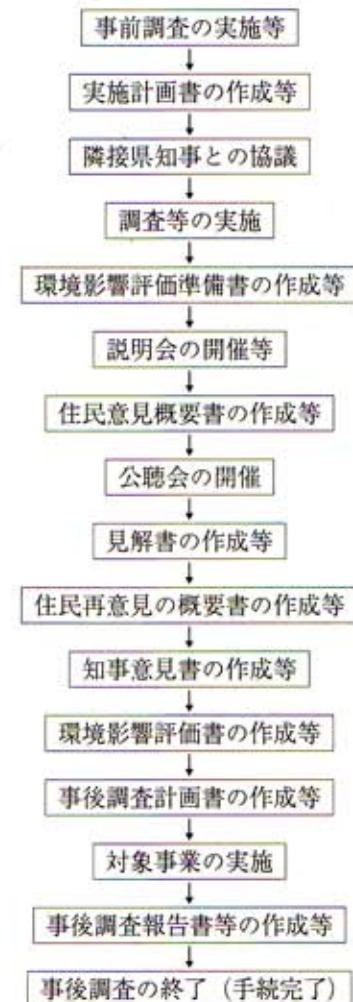
本格的な環境影響評価制度（第1種対象事業）を実施するまでには至らないが、環境に及ぼす影響が大きいと認められる事業について、第1

種対象事業の環境影響評価の手続きから住民への公表等の手続きを省略した簡易な環境影響評価（第2種対象事業の環境影響評価）を実施します（第30条～第35条）。

#### ⑥ 環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の技術指針の策定、環境影響評価準備書の審査、その他環境影響評価及び事後調査に関する重要な事項を調査審議するため、環境影響調査審査会を設置（第43条）します。

岐阜県環境影響評価制度の手続図



# 岐阜県環境基本条例の制定と 今後の取り組みの方向

岐阜県衛生環境部環境管理課

## はじめに

平成7年3月23日、環境基本条例が公布され、4月1から施行されました。

この条例は、今日の都市・生活型公害、廃棄物問題、地球環境問題など新たな環境問題に対応し、健康に良い豊かで快適な環境を保全し、創出するため、これから環境行政推進の基本理念を定めるとともに、県民、事業者及び行政の役割を明らかにし、一体となって取り組むことを目的として定められました。

## 1. 岐阜県環境基本条例の構成及び特色

### (1) 条例の構成

この条例は、前文、3章31条で構成

### (2) 条例の特色

- ア 公害の防止のほか地球環境など環境施策の総合的な推進
- イ 健康に良い水環境など快適環境の積極的な創出
- ウ 県民環境の日、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組み
- エ 環境教育・学習、環境保全自発的活動の積極的な推進
- オ 環境基本計画・ローカルアジェンダの策定など総合的、計画的な推進

## 2. 岐阜県環境基本条例の主な内容

「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指し、都市・生活型公害、身近な自然の喪失、地

球環境問題などの今日の環境問題に適切に対応するとともに、県民一人ひとりが環境問題を認識し、積極的な取組みが行われるよう、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るための基本理念、県民・事業者・行政の責務及び施策の枠組みなどを定めています。

### (1) 前 文

地球全体も岐阜県も、将来世代まで豊かで快適な健康に良い環境を保持しなければならないこと、環境が、大気、水など自然系の均衡と循環で成り立っており、従来以上に環境保全に努めるだけでなく、豊かで快適な環境を積極的に創出する決意の下で、県民、事業者及び行政が一体となって、岐阜県らしい人間と自然の共生社会を築いていかなければならないことなどを明らかにしています。

### (2) 目 的

この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本理念、県民・事業者・行政の責務、施策の基本となる事項を定めるとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的（第1条）としています。

### (3) 基本理念

「日本一住みよいふるさと岐阜県」を目指して豊かで快適な環境を保全、創出するため、次の理念に基づき環境行政を推進（第3条）していきます。

- ア 県民の健康に良い環境の確保

イ 共生社会における良好な環境の享受及び将来世代への継承

ウ 環境負荷の低減への取組み  
エ 地球環境保全の推進

(4) 環境行政の範囲

公害の防止や自然環境の保全などに加え、野生生物の保護、生物の多様性の確保、個性豊かで良好な景観の保全及び創出、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、地球環境の保全などの施策を対象（第7条）としています。

(5) 県民総参加による環境行政の推進

県民一人ひとりが環境問題を認識し、積極的に行動するために、県民環境の日の設置（第8条）、県民の意見を反映できる措置（第11条）、事業所への環境総括責任者の設置の促進（第17条）、県民・事業者・行政が一体となった環境保全などの推進体制の整備（第29条）を図ります。

(6) 環境基本計画の策定

環境行政の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境基本計画を策定（第10条）します。

(7) 環境と開発との調和対策の推進

開発事業などにおける環境と開発との一層の調和を図るため、環境影響評価を推進（第13条）するとともに、環境への配慮措置を推進（第14条）します。

(8) 環境教育・学習などの推進

環境の保全及び創出について、子供から高齢者まで世代を問わず理解を深めるとともに、積極的な活動を促進するため、環境教育及び環境学習を推進する人材の育成、拠点の整備などの環境教育・学習の推進（第22条）を図ります。また、地域などにおいて、環境教育・学習の振興が図られるよう、各種の環境情報の提供（第24条）などの施策を推進します。

(9) 民間団体などの自発的な活動の促進

豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため

に不可欠なボランティア活動が促進されるよう、民間団体などにおけるボランティア活動支援措置などの施策を推進（第23条）します。

(10) 廃棄物処理対策の推進

資源の有効利用を図り、資源・エネルギー循環型社会を構築するとともに、県民・事業者・行政が一体となった廃棄物の排出の抑制、リサイクルなど廃棄物の適正処理を推進するため、資源の循環的な利用などの促進（第20条）、廃棄物処理対策の促進（第21条）を図ります。

(11) 快適な環境の保全及び創出

快適な生活環境を保全及び創出するため、個性豊かで良好な景観の保全及び創出や歴史的文化的な遺産などの保全（第19条）を図るとともに、下水道、廃棄物などの公共的処理施設、公園、緑地など環境の保全に関する施設の整備（第18条）を推進します。

(12) 地球環境保全対策の推進

地球の温暖化の防止、オゾン層の保護などの地球環境問題に対して積極的に対応するため、地球環境保全施策や国際協力の推進（第30条）を図ります。また、地球環境問題について積極的に行動するため、地球環境保全地域行動計画を策定（第31条）します。

(13) その他の

環境問題を科学的に対応するために、調査及び研究の実施（第25条）、監視、測定などの体制の整備（第26条）を推進します。

### おわりに

環境基本条例が施行された今、この条例の基本理念に沿って県民、事業者、行政といった各主体において、さまざまな取組みの具体化を図っていくことが何よりも必要です。

健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出に向けて、すべての主体の広範な参加が得られることを期待します。

基金の10億円造成等各種事業を決める

## 第11回通常総会



第11回通常総会での功労者表彰

平成7年第11回通常総会が去る3月22日に「福祉・農業会館」大会議室で開催されました。

総会ではまず、小瀬理事長が、「本県における公共関与事業も先の懇話会の提言により、その実現に向かって一歩前進した。さらに産業廃棄物処理施設整備の促進のために産業廃棄物対策基金の充実に新年度からの事業として取り組むこととなった。会員各位の一層のご協力をお願いしたい」と挨拶。ついで小田清一衛生環境部長が来賓として、「県は新年度、地球環境村建設に向けた事業の推進、産業廃棄物処理への公共関与実現に向けた準備、さらには、産業廃棄物対策基金の10億円造成に向けた補助事業等良好な生活環境保全の確保のための諸事業に取り組むので、今後とも協会の協力を願いたい」との知事祝辞を代読し、特に「産業廃棄物対策基金造成のための予算は、2億8千万円を計上した。会員のご理解をお願いする」との挨拶を頂いたあと、産業廃棄物功労者の表彰式、議事と進められました。

議事は、田中一郎氏を議長として平成7年度の事業計画、事業予算等次の議案が慎重に審議され、

いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成7年度事業計画について

第2号議案 平成7年度一般会計予算について

第3号議案 平成7年度岐阜県産業廃棄物対策  
基金特別会計予算について

### 功労者の表彰

#### 1. 本協会理事長の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第11回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

- 永年業務従事 三菱電気(株)中津川製作所製造管理部主幹 古田 三五
- 関連業界育成等功労(個人の部) 加藤 康介 (株)東洋商社部長補佐 天野製薬(株)養老工場安全環境課長 清水 淳 グリコ共同乳業(株)中日本事業部岐阜工場 檜山 誠 検査課長 土屋 真人 (株)カワイ工業代表取締役社長 川合 清和 岐阜県メッキ工業組合理事長 石丸 繼治 (株)粥川商店代表取締役社長 粥川 長司 羽島地域産業廃棄物処理推進協議会会长 佐藤 敏一 岐阜市産業廃棄物処理推進協議会会长 住田 治郎 (株)東海事業代表取締役社長 岡崎 武 明治製薬(株)岐阜工場製造部次長 松本 武志 (有)丹羽建材代表取締役社長 丹羽恵三郎
- 関連業界育成等功労(法人の部)

佐藤化学工業(株)  
青協建設(株)  
伊勢湾防災(株)



古田三五



加藤庸介



清水淳



土屋真人



川合清和



石丸繼治



粥川長司



佐藤敏一



住田治郎



岡崎武



松本武志



丹羽恵三郎

(写真のお名前はいずれも敬称略)

## 2. 全産連会長の表彰

去る6月22日ホテルニューオータニにおいて(社)全国産業廃棄物連合会の第11回通常総会が開催され、その席上、産業廃棄物処理業務功労者に対する連合会長表彰が行われ、本協会関係者からは、7名の方と2社が表彰の栄に浴されました。また、今回の総会では、全産連感謝状の贈呈が行われ、本協会では2社に贈呈されました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

### ○ 功労者表彰

(社)岐阜県環境保全協会副理事長 清水 正靖

### ○ 地方功労者表彰

(株)東海事業代表取締役 岡崎 武

(株)野々村商店代表取締役 野々村 清

(有)美濃環境保全社代表取締役 林 久仁

(株)カワイ工業代表取締役 川合 清和

(株)美濃加茂浄化槽代表取締役 大藤 正幸

### ○ 地方優良事業所表彰

日本環境(株)

(株)研木材

### ○ 優良従事者表彰

(株)東海事業 渡辺 勝

### ○ 全産連感謝状

寿和工業(株)

日本環境(株)

(以上紹介は本協会本県関係者・事業所)



清水正靖



野々村清



林久仁



岡崎武



田中龍博



木村虎男



渡辺勝



清水道雄

(写真のお名前は  
いずれも敬称略)

(注) 全産連表彰受賞者のうち、本協会表彰受賞者の写真掲載は重複するため、省略しました。

## 各委員会開催

本協会各委員会の平成7年度第1回の会議が4月20日から4月28日にかけて相次いで開催されました。これら会議では、各委員会ごとの平成7年度事業執行方針のほか、次のような当面の事業が協議、決定されました。

▽総務委員会（4月20日午前10時から開催）

1 委員会事業執行方針について

- (1) 組織強化・活性化事業として、正会員・賛助会員の加入促進をはかること。
- (2) 基金拡大について、基金の増額（10億円）をはかるため、具体的な検討を行うこと。
- (3) マニフェスト頒布事業の普及促進をはかること。

2 平成7年度第1回理事会開催について

3 第12回通常総会開催について

4 平成7年度第2回理事会開催について

▽研修指導委員会（4月21日午前10時から開催）

1 厚生大臣認定各種講習会開催事業について、本年5月18日実施の更新許可講習会（収集・運

搬）から、許可期限の満了する方について、お知らせをすること。

2 ウエステック'95視察研修を次の日程で行うこと。

平成7年9月11日(月)～14日(木)

(参加者の募集要綱等については次回の委員会で協議決定の予定)

▽広報編集委員会（4月27日午前10時から開催）

1 「ぎふ保全協会報」の編集について、「会員の声」欄等反映できるよう検討すること。

2 「協会要覧（平成7年版）」を発行すること。内容についても、県・市の全許可業者の名簿を掲載すること。

▽適正処理委員会（4月28日午前10時から開催）

1 自主的パトロールの強化をはかること。

2 クリーンキャンペーン（9月予定）を実施すること。

3 「産業廃棄物最終処分場閉鎖指針作成事業実施要領」について。

保全協会は業界の意見を聞いて、当該実施要領に反映するよう推進すること。

## 新規加入会員の紹介

6月6日の理事会において次のとおり新規加入（変更）会員が承認されました。

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
三光アルミ(株) (058)229-1811	代表取締役社長 長谷川哲郎	〒501-25 岐阜市福富1961	中間処理

業務受託をしていないため、賛助会員に変更するもの。

6月23日の理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
岩戸建設(株) (05758)6-3311	代表取締役 上杉皓一郎	〒501-52 郡上郡白鳥町石徹白35-4-3	自社処理

〈参考〉 会員の状況（6月30日現在）

正会員	賛助会員	特別会員	計
178名	45名	8名	231名

### 平成7年度第1回「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催

平成7年5月12日午後1時30分からシンクタンク会議室において、本年度第1回の産業廃棄物不法処理防止連絡協議会会議が開催されました。席上、高木環境整備課長から昨年度発足し、本年4月1日から施行された「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会規約」に基き今年度から、実質協議に入り充分なインパクトのある活動をしたい旨、挨拶があり協議に入りました。協議事項としては、「パトロール部会の設置（案）」が示され検討されました。また、「パトロールの実施について、次のとおりパトロール実施要領を定め、実施することになりました。

「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会パトロール実施要領」

#### 1. 目的

この要領は、岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の事業であるパトロールを行う際に必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2. 実施主体

パトロールは次の部局に所属する者が合同で実施する。なお、パトロールを行う際には、各市町村廃棄物担当課の協力を求めることとする。

- (1) 岐阜県環境整備課、県立保健所、保健環境研究所
- (2) 岐阜市環境総務課
- (3) 岐阜県警察本部生活保安課・暴力対策課、警察署
- (4) 社団法人岐阜県環境保全協会

#### 3. パトロール班

パトロール班の編成は原則として下記のとおりとする。

##### (1) 全県域パトロール班

環境整備課・生活保安課・環境保全協会・保健所（必要に応じて保健環境研究所、暴力対策課、関係警察署）

##### (2) 地域パトロール班（県域）

保健所・関係警察署

##### (3) 地域パトロール班（岐阜市）

環境総務課・関係警察署（必要に応じて警察本部、環境保全協会）

#### 4. パトロール実施の時期

原則として6月1日から30日（環境月間）に実施し、その他の期間においても必要に応じて実施

する。

#### 5. パトロール対象

廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理現場を対象とする。

なお、一般廃棄物の不適正処理についてもパトロール対象から除外しないこととする。

#### 6. パトロール実施方法

パトロールの具体的な方法、地域、日時、対応等については、原則として地域パトロール班（県域）の要請により出動する。

また、環境保全上支障が生じる恐れがある廃棄物の不適正処理が確認されたときは、当該廃棄物を採取し、検体を分析機関へ搬入して必要な項目の分析を行うこととする。

#### 7. 報告

地域パトロール班がパトロール計画を策定したときは、別紙様式1により、あらかじめ当該計画を環境整備課へ報告するものとする。

また、地域パトロール班（県域）がパトロールを実施したときは、1月以内に、別紙様式2により環境整備課へ実施結果を報告するものとする。

なお、事案が大規模な場合及び環境保全上支障が生ずる恐れがある場合等保健所が必要と認めたときは、上記にかかわらず、すみやかに環境整備課へ報告し、対応を協議するものとする。

（様式1、様式2省略）

### 岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会パトロールを実施

平成7年6月9日「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」構成機関による第1回全県域パトロールが次のとおり実施され、野焼き等の産業廃棄物の不適正処理を行っていた者に対し、指導



第1回不法処理防止パトロールの出発式（県庁前で）

が行われ、改善が確認されました。

パトロールの内容・結果は次頁の通りです。

## 行政ニュース

### 岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会パトロール実施結果

場所	実施者	実施状況
揖斐郡谷汲村 地内残土捨て場	環境整備課 生活保安課 環境保全協会 大野保健所 揖斐警察署 谷汲村	地域住民から、廃棄物らしき物を埋めているとの通報があり、現地で調査を実施した。 現地へ、埋立物を搬入していた者から、河川浚渫物（廃棄物ではない）を埋めている旨の事情聴取を行ったが、今後も監視の必要を認めた。
本巣郡東南町 の野焼き現場	環境整備課 生活保安課 環境保全協会 大野保健所 北芳警察署 東南町	地域住民から、廃棄物の野焼きを行っている旨の通報を受けて、現地を確認した。 現在野焼きを行っている形跡はなかったが、今後、現状復帰の指導を行う必要を認めた。
各務原市の野焼き現場	環境整備課 生活保安課 環境保全協会 伊奈波保健所 各務原警察署 各務原市	多数の業者が、産業廃棄物の不適正処理を行っていると地域住民から通報があった地区の、廃棄物の処理状況を確認した。 廃棄物が、野積みされていた場所から、廃棄物が撤去される等の改善を確認した。 パトロール中、建設廃材の野焼き現場を見つかったので、直ちに消火させ、今後、かかる不適正処理を行わないよう厳重に注意した。

### 平成7年度美しいふるさと運動「空き缶ノーポイ・キャンペーン事業」を実施

県は5月11日、平成7年度美しいふるさと運動「空き缶ノーポイ・キャンペーン事業」を、可児市のユニー可児店及び可児市役所前通り、可児川公園、同河川敷周辺で行いました。

同キャンペーン事業には、県環境美化推進連絡協議会会員や県職員、可児市、同廃棄物減量化等審議会会員、保育園児、その他団体等が参加、午前11時、ユニー可児店広場において小田清一県衛生環境部長のあいさつ、園児の歌で開会式を開催、



保育園児も参加して行われた平成7年度「空き缶ノーポイ・キャンペーン事業」開会式

その後、参加者は広報車による街頭宣伝や啓発用資料の配布、清掃実践活動を行いました。

### 県環境整備課 リサイクルボランティア大学 特別講演会を開催

県衛生環境部環境整備課は6月1日、県民ふれあい会館で「リサイクルボランティア大学」を開校しました。

リサイクルボランティア大学は廃棄物処理の現状やリサイクルへの理解を深めるとともに、地域活動でのリーダー育成を目指したもの。環境月間が始まる6月1日に合わせて環境整備課が開校したもの。

当日は、午前の講義に引き続き岐阜市出身で国立公衆衛生院客員研究員・廃棄物学会国際委員会委員の杉山涼子氏が「海外のリサイクル事情と日本のリサイクル」と題して特別講演、大学に入校した約150名が熱心に聴講しました。また講演のあと



リサイクルボランティア  
大学特別講演会

受講生との間で質疑応答が繰り広げられました。

### リサイクルは時代の大変な要請

深刻な最終処分場不足等、産業廃棄物処理を取り巻く環境はいよいよ厳しさを増しています。収運業者としても、発想の転換に努め、業の活路を求める中で、環境保全の使命に努めていかなければならぬ時代です。

そうした時代の必要性から、新しい仕事を実践に移したのが3年前。コンクリート、アスファルトがらのリサイクルに取り組み、またその後は食品会社から出る汚泥（人間の食物関係に限る）を活用した有機肥料事業にも着手し、これらの事業が現在では仕事量全体の約半分を占めています。

廃棄物の再生利用、リサイクルは今や時代の大変な要請。またこの事業を成功させることができ、廃棄物の減量化を促進することであり、この問題は業者、行政一体となって今後更に積極的に取り組んでいかなければならぬことと思っています。

（収集運搬・M社）

### 不法な野焼き防止に抜本策を

廃棄物処理に係る関係法令や条例等による各種規制、並びに処理責任がますます厳しさを増す中で、いわゆる不法な野焼き問題がいっこうにあとをたたない。なぜか。これは明らかに、取り締まりが甘いことに起因していると言わざるを得ません。

わが岐阜県では、産業廃棄物不法処理防止パトロールがスタートし、この中で不適正な野焼きの取り締まりも行われているようですが、問題は、内容を厳しくやっていただくということです。不法な野焼きは、その行為が廃棄物処理法違反であることを十分承知してやっている悪質で、横着なケースが多く、忠告や警告の繰り返しではなく、現行犯逮捕で厳しく対処してもらうようないと、違反は今後とも防止できないでしょう。違反逮捕等が新聞マスコミ等で報道されることが世間にに対する何よりの警鐘となり、問題解決策の有効的な即効薬になるとと言わざるを得ません。

現在のような状況のままだと、適正処理を業とする適法な処理業者も、公害をまき散らし、地域住民に迷惑を掛ける悪質な業者も世間からは同じ目で見られ、結果健全な廃棄物処理の努力の足を引っ張ることを深刻に憂っています。

（中間処理・T社）

### 産廃処理に対する住民の理解協力得る努力を

産業廃棄物は関係者の減量化の努力にもかかわらず排出量はなお増加をたどり、更に内容も一層多様化、多質化しています。それに対し処分場設置は困難になるばかりか、新設処分場は決して個人では出来ない状況になっています。テレビ、新聞、報道関係は悪い例ばかりではなく廃棄物に対する住民の義務感とか、正しい理解がしてもらえるような宣伝、教育も大いにやってもらいたいと思います。

処理業界は住民の理解、協力がなくては成立しません。したがって住民に一番信用のある行政にも住民が納得いく説明を積極的に行ってもらいたいと思います。

（最終処分・N社）

### 産廃処理の重要性、行政がもっとPRを

産業廃棄物の適正処理には、廃棄物を発生させる排出事業者、それを処理を行う産業廃棄物処理業者、そしてそれを監督・指導する行政、更に一般市民がそれぞれの役割をきちんと果たすことが必要です。

産業廃棄物は一人一人が発生者であり、それを適正に処理してこそ環境も健康も守られます。自分の利益だけを考えて廃棄物を不法投棄して環境を食い物にしているケースがまだ後を絶ちません。

産業廃棄物処理の重要性を国民全員に知ってもらい、考えてもらうためのPRを、行政等が中心となつてもっともっとアピールするべきだと思います。

（排出事業者・E社）

# 平成 7 年度厚生大臣認定 産業廃棄物関係各種講習会

## 1. 開催結果報告（平成 7 年 5 月 18 日、19 日）

5 月 18 日、19 日に開催しました「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（収集・運搬課程）」及び、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」の受講者数等は次のとおりです。

講習種別	開催日	会場	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
産業廃棄物 更新許可講習（収集・運搬課程）	H7.5.18	岐阜県水産会館	120	38	1	26
特別管理産業廃棄物管理責任者講習	H7.5.19	サンレイラ岐阜	150	204	2	202

更新許可講習会については、特別管理産業廃棄物講習会修了者の取り扱いの変更により（23頁参照）多少の混乱はありましたが、受講者全員が合格しました。また、管理責任者講習会は定員 150 名をはるかに超える 202 名の受講者で、無事終了いたしました。

## 2. 講習会申込み手続き（平成 8 年 2 月 6 日、7 日及び平成 8 年 2 月 8 日、9 日）

来年 2 月に「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集・運搬課程）」を 2 回にわたり開催いたします。受講日程は次のとおりです。

### 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集・運搬課程）

期日	平成 8 年 2 月 6 日・7 日及び平成 8 年 2 月 8 日・9 日
定員	150 名／回
会場	サンレイラ岐阜（岐阜建設労働者研修福祉センター）

- 受講希望者は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- 受講申込者が定員に達したときは、受付を停止いたします。
- 受講申込書（実施要領）は、当協会又は県立各保健所（岐阜市の場合は岐阜市環境総務課）で入手して下さい。

### 〈講習会に関する問い合わせ先〉

〒500 岐阜市萩田南 1-11-12 水産会館内

社団法人 岐阜県環境保全協会

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

## 特別管理産業廃棄物講習会 修了証の取り扱いについて

平成7年3月22日付にて厚生省より次の通り特別管理産業廃棄物処理業に関する各講習会修了証の取り扱いについて便宜が図られましたので、お知らせします。

(注) 特管=特別管理産業廃棄物

産廃=特別管理産業廃棄物でない産業廃棄物

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ◎特管（収集・運搬課程）に関する新規許可 | → 産廃（収集・運搬課程）に関する新規許可 |
| 講習会を修了した者は           | 講習会を修了した者とみなす         |
| ◎特管（処分課程）に関する新規許可講習会 | → 産廃（処分課程）に関する新規許可講習会 |
| を修了した者は              | を修了した者とみなす            |

## 産業廃棄物の許可申請（新規又は更新）について

◎産廃（収集・運搬業）の新規許可申請をする場合	→ 産廃（収集・運搬課程）の新規許可講習会を受講していなくても、特管（収集・運搬課程）の新規許可講習会を修了していれば、その修了証の写しを添付すればよい
◎産廃（収集・運搬業）の更新許可申請をする場合	→ 産廃（収集・運搬課程）の更新許可講習会を受講していなくても、特管（収集・運搬課程）の新規許可講習会を修了していれば、その修了証の写しを添付すればよい
◎産廃（処分業）の新規許可申請をする場合	産廃（処分課程）の新規許可講習会を受講していなくても、特管（処分課程）の新規許可講習会を修了していれば、その修了証の写しを添付すればよい
◎産廃（処分業）の更新許可申請をする場合	産廃（処分課程）の更新許可講習会を受講していなくても、特管（処分課程）の新規許可講習会を修了していれば、その修了証の写しを添付すればよい

# マニフェスト購入の手続きについて

マニフェストの使用は、最近、非常に多くなってきています。法律上義務付けられている特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの使用は当然のこととしても、現在のところ行政指導として行われている特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物に係るマニフェストの使用を、さらに拡大していきたいと努力しております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

マニフェストの購入は、本協会にて次のように行っております。

### 記

#### 1. 現金にてご購入の場合

現金での購入は、当協会事務所へお越しの場合のみに行います。この場合、現物と引替え払いにて所定の領収書を発行します。

#### 2. 振込みにてご購入の場合

マニフェストを購入される際に、当協会発行の郵便局の「振込通知票」をお渡ししますので、これにより、必ず、マニフェストを購入された月の翌月の10日までに郵便局へ振り込んで下さい。(この場合振込み手数料は当協会が負担します。)

#### 3. マニフェスト送付希望の場合

遠隔地等で当協会へ出向くことが出来ない方は、次頁の申込用紙をコピーし、必要事項を記入の上、FAX送信により当協会へ申し込んで下さい。申込用紙が到着次第、宅急便にて送りますが送料は着払いとさせて頂きますので、購入者でご負担をお願いいたします。代金の支払は「振込通知票」を同封いたしますので前掲載どおりお願ひいたします。

#### 【マニフェストの領布価格】

マニフェストの種類	単 価	価 格
産業廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(5枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円
感染性廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
感染性廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円

#### 【マニフェスト購入申込先】

〒500 岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

(社)岐阜県環境保全協会

T E L 058-272-9293

F A X 058-272-6764

## 地球環境まつり'95

「リサイクル社会の定着に向けて」をテーマに

10月14日(土)、恵那市・恵那文化センターで開催

今回は「ゴミを出さない生活とは何か」を真剣に考え、ゴミの減量化・再資源化を推進することが急務となっている中で、リサイクルを心がけた生活を基本とし、地域に根ざしたリサイクル社会を構築するための県民総参加の運動として開催されます。

(内容) リサイクル楽市楽座・リサイクル抽選会・リサイクル推進功労者及び団体知事表彰・環境美化推進大会・講演会・展示コーナー

※食品トレー又は空き缶を持参した先着5,000名に記念品を進呈

\*No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\*No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## マニフェスト購入申込書

次のとおり購入したいので申込みます。

(1箱=100セット入)

区分	数量(箱)	備考
産業廃棄物マニフェスト (4枚綴り)		
建設廃棄物マニフェスト (4枚綴り)		
建設廃棄物マニフェスト (5枚綴り)		
特別管理産業廃棄物マニフェスト (6枚綴り)		
特別管理産業廃棄物マニフェスト (8枚綴り)		
感染性廃棄物マニフェスト (6枚綴り)		
感染性廃棄物マニフェスト (8枚綴り)		

(価格 8枚綴り:1箱3,500円 その他:1箱2,500円)

平 成 年 月 日

*支払 方法	振込 No
	現金
*整理	

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者又は \_\_\_\_\_

取扱責任者 \_\_\_\_\_ ㊞

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

## 編 集 後 記

時たま晴れ間は見せるものの梅雨の鬱陶しいこの頃です。今年は昨年の異常な猛暑、異常な少雨による異常渇水にくらべ本格的な梅雨の模様です。

あの阪神大震災から早くも半年が経過しました。被災者の方々にとっては大変長くご苦労の多い毎日であると思います。1日も早い復興を心からお祈りします。

私達の取り組む環境問題も、今や地球規模で取り組まなければならない時代にきています。

本号では、「最近の産業廃棄物処理における課

題」について県環境整備課にご寄稿を頂くとともに、「岐阜県環境基本条例」の施行と「岐阜県環境影響評価条例」が公布されたので、両条例についてのあらましを環境管理課に解説して頂きました。

私事で恐縮ですがこの4月から、3年間担当された武藤常務の転出にともない、後任として担当させていただけた事になりましたが、何分にも初めての仕事もあり、皆様のご協力を頂き発行することが出来ましたことを感謝申し上げ厚くお礼申し上げます。  
(事務局 林)

ぎふ保全協会報編集委員（6月23日開催の第2回理事会において委員が改選されました。委員長副委員長は次回委員会で互選されます。）

委 員 浅 野 勇 山 村 け い 川 合 清 和 野 村 清 晴  
野々村 清 中 尾 勝 坂 井 修 大 藤 正 幸

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用してあります。）

### ■広告掲載社名

コマツ岐阜㈱／中部川重建機㈱

中部キャタピラー三菱建機販売㈱／日産ディーゼル岐阜販売㈱

# 好性能トラック、発進。

物流を担うたくさんの方々から、拍手をいただけそうです。新しいトップマークとともに、コンドル、発進。積み荷をしっかりとお届けするための、ゆとりの架装・積載力。平成6年排出ガス規制をクリアしたクリーン＆パワフルなエンジンと、優れた機動力。さらに、気持ちよく働いていただくための快適装備や安全性も、高い次元で融合させました。いかがですか、こんどのコンドル、基本を磨いて、好性能へ。

仕事をする人に。  
**NEW CONDOR**



日産ディーゼル岐阜販売株式会社

本社 羽島郡岐南町平成6-80

- |  |                              |
|--|------------------------------|
| ● 本 社 / ☎ 058-246-2359<br>(総務・業務)        | ● 大 垣 支 店 / ☎ 0584-92-1281   |
| ● 岐 阜 支 店 / ☎ 058-246-2381<br>(営業・整備・部品) | ● 東 渥 支 店 / ☎ 0572-55-6835   |
| ● 中 古 車 / ☎ 058-246-2485                 | ● 中 渥 営 業 所 / ☎ 0574-26-6128 |
|  | ● 高 山 営 業 所 / ☎ 0577-33-4696 |



CATERPILLAR(キャタピラー)及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。

建設機械の歴史をつくってきたのが  
キャタピラーです。

**中部キャタピラーニシキ 建機販売  
株式会社**

〈本 社〉 安城市今本町東向山7-41 ☎(0566)98-1113

〈愛知支店〉 ☎(0566)98-1111 〈岐阜西支店〉 ☎(0583)23-5511

〈豊橋支店〉 ☎(0532)41-8211 〈三重支店〉 ☎(059856)-2611

〈名古屋支店〉 ☎(0567)65-2211 〈三重北支店〉 ☎(0593)70-0435

〈岐阜支店〉 ☎(0583)84-1361

Kawasaki

仕事に厳しく、人にはやさしく。  
静かに運んで、確実に碎きます。



川崎ホイールローダ  
**AUTHENT**  
**85ZA**

“本物”という名のホイールローダ「AUTHENT」  
——バケット容量3.3m<sup>3</sup>の85ZAは、あらゆる用途を考えて設計した扱いやすい中型機です。軽い操作に確実に応える最新のメカニズムを満載。  
いま人気のマシンです。

2輪型破碎機  
**ガリバー**

シンプルな破碎機構に鋭利な特殊形状の破碎刃を有し、家屋の解体屑やカーペット、タタミ、廃タイヤなどさ  
まざまな廃棄物を効率よく減容処理します。



ガリバー30

## 中部川重建機株式会社

- 本 社 愛知県豊田市美山町4-17 〒471
- 岐阜支店 岐阜県岐阜市金園町3-19-2(才勝ビル) 〒500-07

☎(0565)28-6116

☎(0582)66-1318



### 協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成7年7月20日発行

第24号

編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 小瀬洋喜

〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL <058> 272-9293

FAX <058> 272-6764

印刷 共和印刷株式会社